

平成二十五年政令第四十二号

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令

内閣は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項及び第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 特別区の設置についての投票（第一条—第十二条）

第二章 特別区の設置があった場合における特例（第十三条—第二十五条）

附則

第一章

特別区の設置についての投票

（特別区設置協議会による特別区設置協定書の要旨の送付）

第一条 特別区設置協議会は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「法」という。）第五条第六項の規定により関係市町村の長に特別区設置協定書を送付する場合においては、当該特別区設置協定書の要旨を作成し、併せてこれを送付しなければならない。

（関係市町村の長による特別区設置協定書等の送付等）

第二条 関係市町村の長は、法第五条第六項の規定により特別区設置協定書の送付を受けた場合には、前条の規定により送付を受けた要旨と併せて、これを当該関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

第三条 全ての関係市町村の法第七条第一項の規定による投票は、同項に規定する期間内の同一の期日に行わなければならない。

第二 特別区設置協議会は、法第六条第二項の規定により全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、関係市町村の数が一である場合を除き、直ちに基準日（同条第三項に規定する基準日をいう。次項及び第四項において同じ。）を関係道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第三 法第六条第三項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、前項の規定により送付を受けた特別区設置協定書の内容及び要旨を告示し、かつ、関係市町村の事務所その他適当な場所において、当該特別区設置協定書を公衆の閲覧に供し、及び投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、当該要旨を掲示しなければならない。

第四 関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から七日以内に、協議により第一項の投票の期日を定め、直ちに、関係道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

第五 前項の場合において、関係道府県の選挙管理委員会は、基準日から七日以内に同項の規定による報告がなかつたときは、速やかに、第一項の投票の期日を定め、全ての関係市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第六 法第七条第一項の規定による投票の期日は、少なくともその二十日前に告示しなければならない。

（特別区の設置についての投票の投票権等）

第七 市町村の議員及び長の選挙権を有する者は、法第七条第一項の規定による投票の投票権を有する。

第八 法第七条第一項の規定による投票には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿を用いる。

（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）

第九 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十一 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十二 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十三 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十四 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十五 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十六 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十七 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十八 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第十九 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第二十 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

第二十一 第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第十条まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条规定による投票に係る部分に限る。

二項	第百七十五条第	各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙の期日の公示又は選挙の期日の前日	若しくは第二百十条第一項の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたときは第二百五十一条の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選管管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）	は、市町村の選挙管理委員会									
二項	第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条及び第二百三十九条から三百三十七条までの三まで	選挙運動	選挙運動	投票運動									
二項	第一百三十八条第	選挙運動	選挙運動	投票運動									
二項	第一百三十九条及び第一百四十条	選挙運動	選挙運動	投票運動									
二項	第一百四十条の二	選挙運動	選挙運動	投票運動									
二項	第一百四十条の二	船舶の上においてする場合	船舶の上においてする場合	投票運動									
二項	第一百四十八条第一項及び第一百五十二条の三	選挙運動	選挙運動	投票運動									
二項	第一百六十四条第六及び第一百六十一条	選挙運動	選挙運動	投票運動									
一項	第一百七十五条第	各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）の掲示を、その他の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）	特別区の設置についての投票の当日、特別区の設置についての投票の公正	特別区の設置についての投票	投票運動								
二項	当該期日の前日	おいて、大都市地域における特別区の設置に関する法律第四条に規定する特別区設置協定書（次項において「特別区設置協定書」という。）を閲覧に供し、及びその要旨	特別区の設置についての投票の期日	投票運動									

	被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）	賛否
第二百二十八条	被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）	賛否
第一項	代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）	賛否
第二百三十五条	当選	賛成又は反対の投票
第五の五		
第二百三十七条	選挙長若しくは選挙分会長	選挙長
第四項	選挙事務	特別区の設置についての投票の事務
第二百三十七条の二	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対しても指示する	賛否又は
第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百三十七条の二（第二項）	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百三十九条	選挙運動	投票運動
第一項第一号	第百二十九条、第百三十七条	第百三十六条の二
第二百三十九条の二	選挙運動又は行為	投票運動
第一項	選挙運動	投票運動
第二百四十二条		
第二号		
第二百五十五条	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第一項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百五十五条	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第三項		
第二百六十九条（開票立会人等の選任）	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第二百六十四条	地方公共団体の議会の議員又は長の選挙	特別区の設置についての投票
第一項		
第二百六十九条	当該地方公共団体	市町村
	衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙	指定都市における特別区の設置についての投票
第七条	法第七条第一項の規定による投票については、関係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては区（総合区を含む。以下この項において同じ。）の選挙管理委員会とし、法第七条第六項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合にあつては当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会とする。）は、開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。	
2	前項の規定は、選挙立会人について準用する。この場合において、同項中「関係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては区（総合区を含む。以下この項において同じ。）の選挙管理委員会とし、法第七条第六項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合にあつては当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会とする。）は、開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは、「関係市町村の選挙管理委員会」とあるのは、「当該関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と、「開票区ごとに三人」とあるのは、「三人」と、「開票管理者」とあるのは、「選挙長」と読み替えるものとする。	
（公職選挙法施行令の準用）		
第八条	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九条の二、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条までの三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第四章の二（第四十八条の三（同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十三条第一項の項及び第一百四条の項に係る部分に限る。）並びに第四十九条第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第四十九条の三、第四章の四（第四十九条の十二第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第五十条（第五項及び第七項を除く。）、第五十一条、	

第二項		第一百三十二条	当該再選挙
第三項		第一百三十三条	再選挙
第四項		第一百三十四条	(再投票)
第五項	第六項	選挙人名簿、在外選挙人名簿、投票録、開票録、選挙録、當選証書	投票
第七項	第八項	選挙人名簿又は第二十三条の十六において準用する第十九条第一項若しくは第二項の規定による移送若しくは引継ぎを受けた在外選挙人名簿 関係部分又は在外選挙人名簿若しくはその中の関係部分	選挙人名簿
第九項	第十項	法第七条第一項の規定による投票が同条第六項において準用する公職選挙法第二百二条、第二百三条、第二百六条又は第二百七条の規定による異議の申出、審査の申立て又は訴訟の結果その全部又は一部が無効となつた場合においては、関係市町村の選挙管理委員会は、当該異議の申出若しくは審査の申立てに対する決定若しくは裁決が確定した日又は当該訴訟につき同法第二百二十二条、第八十条第三項及び第二百七十二条並びに公職選挙法施行令第百三十条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）第七条第三項並びに第一百三十二条の十（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第八十条第三項中「選挙長又は選挙分会長」とあるのは「選挙長」と、「各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数」とあるのは「賛成又は反対のそれぞれの投票総数」と読み替えるものとする。 (特別区設置協定書についての議会の承認があつた旨の通知) 関係道府県の知事は、当該関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認し、かつ、全ての関係市町村の長から法第六条第一項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。 (関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報の発行手続等)	関係部分
第十項	第十一項	公職選挙法第一百六十八条第一項、第二百六十九条第三項、第六項及び第七項、第二百七十七条第一項本文及び第二項、第二百七十二条並びに第二百六十四第三項の規定は、法第七条第三項の規定により配布する公報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	投票
第十二項	第十三項	衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等	選挙人名簿
第十四項	第十五項	その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。） 当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）	投票
第十六項	第十七項	大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第三項の規定により市町村の議員が同項の規定により配布する公報（以下単に「公報」という。）に意見に意見	選挙人名簿
第十八項	第十九項	その掲載文	投票
第二十項	第二十一項	選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選舉にあつては、当該選挙に管理する事務を管理する参議院合同選挙区選舉管理委員会）（参議院合同選挙区選挙にあつては、当該選挙に管理する事務を管理する参議院合同選挙区選舉管理委員会）	投票
第二十二項	第二十三項	都道府県	投票
第二十四項	第二十五項	申請又は前二項の掲載文の写しの送付	投票
第二十六項	第二十七項	掲載文又はその写し	投票
第二十八項	第二十九項	公報	投票

と、「当該関係道府県」とあるのは「当該特定道府県」と、「全ての関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、前条の表中「第七条第三項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第三項」と、「第三条第五項」とあるのは「第十二条において準用する同令第三条第五項」と、「第九条第一項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同令第九条第一項」と、「第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項」と読み替えるものとする。

第二章 特別区の設置があつた場合における特例

(職務執行者の選任)

第十三条 法第二条第三項に規定する特別区の設置（第二十五条を除き、以下「特別区の設置」という。）があつた場合には、従来当該特別区の地域の属していた関係市町村（以下「旧所属市町村」という。）の長であつた者（地方自治法第五十一条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定により旧所属市町村の長の職務を代理し又は行う者であつた者を含む。以下「旧所属市町村の長であつた者」という。）が、当該特別区の区長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の長であつた者のうちからその協議により定めた者が当該特別区の区長の職務を行う。

3 前項の場合において協議が調わないときは、関係道府県の知事は、旧所属市町村の長であつた者のうちから当該特別区の区長の職務を行なうべき者を定めなければならない。

第十四条 特別区の設置があつた場合においては、前条の規定により当該特別区の区長の職務を行う者（以下「職務執行者」という。）は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、執行するものとする。

第十五条 特別区の設置があつた場合においては、職務執行者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該特別区の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

第十六条 特別区の設置があつた場合には、当該特別区の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者をもつて充てるものとする。
 2 前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

3 前項の場合において、旧所属市町村の選挙管理委員であつた者の数が当該特別区の選挙管理委員の定数に満たないときは、職務執行者において、旧所属市町村の選挙管理委員の補充員であつた者（補充員であつた者がないときは、当該特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもつてその不足する数の選挙管理委員に充てるものとする。

4 第二項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、職務執行者において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

第十七条 特別区設置協議会は、特別区設置協定書に、法第五条第一項第八号に掲げる事項として、特別区の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2 関係市町村は、前項の規定により特別区設置協定書に特別区の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数が定められた場合において、法第九条第二項の規定による告示があつたときは、直ちにこれらを告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された特別区の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該特別区の条例により設けられ、及び定められたものとみなす。

第十八条 特別区の設置があつた場合において必要となる関係市町村及び関係道府県の財産処分については、特別区設置協定書の定めるところによる。

(事務の承継)

第十九条 特別区の設置があつた場合においては、従来その地域において旧所属市町村が處理していた事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区又はこれを包括する道府県が承継し、従来その地域において関係道府県が處理していた事務の一部は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区が承継する。

(決算の処理)

第二十条 前条の場合において、旧所属市町村の收支は、その廃止の日をもって打ち切り、旧所属市町村の長であつた者が決算する。

2 前項の規定による決算は、前条の規定により事務を承継した特別区の区長又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定による議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

5 二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第二十一条 特別区の設置があつた場合において、旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事は、当該特別区の設置の日から二十日以内に、その担任する事務を、第十九条の規定により当該事務を承継した特別区の区長若しくは職務執行者又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を特別区の区長若しくは職務執行者又は当該特別区を包括する道府県の知事に引き継ぐことができないときは、これを地方自治法第五十二条の規定により当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事の職務を代理すべき職員（以下この項において「職務を代理すべき職員」という。）に引き継がなければならない。

い。この場合においては、当該事務を引き継いだ職務を代理すべき職員は、当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に当該事務を引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に引き継がなければならない。

3 前二項の規定により旧所属市町村の長であった者及び関係道府県の知事の担任する事務の引継ぎを受けた職務執行者は、当該特別区の区長が選挙されたときは、直ちにこれを当該特別区の区長に引き継がなければならない。

第二十二条 前条第一項及び第二項の規定による事務の引継ぎの場合においては、旧所属市町村の長であつた者又は関係道府県の知事は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

2 前項の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に調製してある目録又は台帳により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合には、その目録又は台帳をもつて代えることができる。

(特別区が新たに設置された場合の人口の告示)

第二十三条 地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号) 第百七十六条第一項(第二号を除く。)及び第百七十七条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、特別区の設置があつた場合について準用する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の特例)

第二十四条 特別区の設置があつた場合における地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号) 第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定の適用については、同令第十九条第一項中「地方自治法施行令第一条の二」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号) 第十三条」と、同令第二十一条第一項中「市町村に係るもの」を、「二十日以内に当該市町村の教育委員会に」とあるのは「特別区に係るもの」については当該特別区の教育委員会に、当該特別区を包括する道府県に係るものについては当該道府県の教育委員会に、「二十日以内に」とする。

(特別区を包括する道府県における特別区の設置への準用)

第二十五条 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条第一項の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県)」と、第十七条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県)」と、第十九条、第二十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三条中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

2 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条第二項の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村(法第十三条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第十七条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村(法第十三条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。)」と、第十九条、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三条中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)
附 則 (平成二十五年五月三一日政令第一五九号) 抄

1 この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年二月四日政令第三八号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年一〇月三〇日政令第三六七号) 抄

この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二七年一一月二六日政令第三九一号) 抄

この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)

第一条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第六条及び第八条の規定は、施行日以後にその期日を告示される大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第七条第一項の規定による投票(以下この条において「特別区の設置についての投票」という。)に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示された特別区の設置についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月二七日政令第二二七号) 抄

第一条 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二九年四月七日政令第一三一号) 抄

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十五号)及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十三号)の施行の日(平成二十九年四月十日)から施行する。

附 則 (平成二九年七月一四日政令第一九〇号) 抄

第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)の施行の日(平成二十九年四月十日)から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第九二号) 抄

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和五年二月一〇日政令第三三号) 抄

第一条（施行期日）この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。